

令和5年第2回市議会臨時会

令和5年第2回市議会臨時会は、5月8日(月)に開会し、議長に西尾隆久氏、副議長に後藤正樹氏が選出されました。また、監査委員と副市長の選任同意のほか条例改正などの議案が議決されました。
今議会で議決された議案などは、次の通りです。

■人事関係

▽土岐市監査委員の選任同意
加藤淳一氏(妻木町)

▽土岐市副市長の選任同意
鷺見直人氏(曾木町・再任)

■その他

▽土地の処分

泉町久尻字丸石1459番1
10の山林5306・31平方
メートルを5836万9400
円で、東濃重機株式会社へ売却
するもの。

▽専決処分の報告及び承認

・土岐市税条例の一部を改正す
る条例

・土岐市都市計画税条例の一部
を改正する条例

・土岐市地域経済牽引事業の促
進による地域の成長発展の基
盤強化に関する法律の施行に
伴う固定資産税の特例に関す
る条例の一部を改正する条例

・土岐市職員特殊勤務手当支給
条例の一部を改正する条例

・令和4年度土岐市一般会計補
正予算(第12号)



監査委員
加藤淳一氏



副議長
後藤正樹氏



議長
西尾隆久氏

問

総務課(内線526)

出水期に備えましょう

6月から10月は、集中豪雨や台風などで河川が増水しやすい時期(出水期)です。

災害の恐れがあるときに情報を入手できる手段をあらかじめ確保しておくなど、身を守るために日頃から備えておきましょう。

災害や避難についての重要な情報をさまざまな手段でお知らせしています

土岐市ホームページ

避難指示など、災害に関する情報をお知らせします。



避難所やハザードマップの情報などを掲載しています。災害に備えて事前の準備をしましょう。

防災



避難所



ハザードマップ



土岐市情報提供サービス

気象情報や断水などの緊急性が高い情報や、防災無線情報をお知らせします。

✉メール
(スマホ)



✉メール
(ガラケー)



LINE



岐阜県川の防災情報

川の水位情報などが確認できます。



岐阜県総合防災ポータル

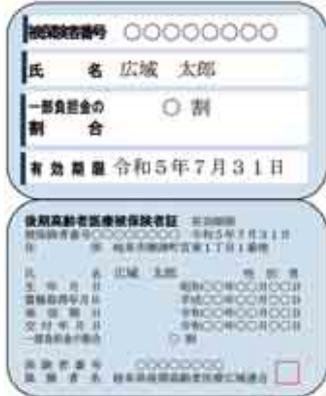
気象情報や避難情報などをお知らせします。



問 危機管理室(内線511)

後期高齢者医療制度 保険証の更新・保険料額の決定

7月31日まで(水色)



■保険証を更新します

対象者

- ・75歳以上の全ての方
 - ・65～74歳で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している方
- 有効期限

- ・現在の保険証 7月31日まで
- ・新しい保険証 8月1日～令和6年7月31日

※7月中に薄赤色の保険証を送付します。

(8月1日から使用してください)

※限度額証または減額認定証をお持ちの方で、8月1日から対象となる方には、新しい限度額証または減額認定証を同封します。

■令和5年度の保険料額を決定します

5月末までに後期高齢者医療制度に加入した方には、7月中に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。1年間の保険料額や納付方法を確認してください。

■確定申告期限後に申告した方は、申告前の情報で保険証や保険料額決定通知書を送付する場合があります。

※申告後の情報で再判定し、変更がある場合は、変更後の保険証や保険料額決定通知書をあらためて送付します。

■保険料の納付が難しいとき

保険料の納付相談を行っています。失業、災害などの理由で納付が困難な方は、早めに相談してください。

☎ 市民課保険年金係 (内線136)

8月1日から(薄赤色)



介護保険 負担限度額認定証・負担割合証の更新

介護保険負担限度額認定証 (緑色)

介護保険負担割合証 (ピンク色)

有効期限 7月31日

有効期限 7月31日

現在交付を受けている方には、更新の案内を7月から順次郵送します。

※更新を希望する方は、郵送または高齢介護課窓口で早めに手続きしてください。

現在認定を受けている方には、8月1日から使用する新しい負担割合証を7月上旬から順次郵送します。

※手続きは必要ありません。

介護保険負担限度額認定証とは…

介護保険施設に入所している方およびショートステイを利用している方で、認定要件を満たす方に交付する認定証です。施設での居住費や食費の利用者負担額の減額を受けることができます。

介護保険負担割合証とは…

介護サービスを利用した際の利用者の負担割合(1～3割)をお知らせするもので、負担割合は前年の所得金額および年金収入額をもとに決定します。介護サービスを利用する際は、介護保険証と一緒に提示してください。

☎ 高齢介護課介護保険係 (内線236)

■ 市民1人当たりの税の負担額・支出済額 (令和5年3月末日現在人口：55,514人)

税負担 148,573円	固定資産税 65,396円	市民税 63,555円	都市計画税 9,838円	軽自動車税 3,442円	たばこ税 5,862円	入湯税 481円
支出済額 400,865円	民生費 148,693円	衛生費 51,879円	土木費 44,411円	教育費 39,811円	公債費 36,465円	その他 79,606円

■ 企業会計

【水道事業】

業務の状況

区 分	業 務 量
下半年配水量	3,561,894m ³
給水件数	23,418件
給水人口	55,403人

経理の状況

区 分	金 額
収 入	19億1,353万円
支 出	16億6,887万円
差 引	2億4,466万円

【病院事業】

経理の状況

区 分	金 額
収 入	7億6,024万円
支 出	9億1,590万円
差 引	▲1億5,566万円

■ 特別会計

事 業	予算現額	収入済額	支出済額
国民健康保険	56億0,103万円	50億5,598万円	49億5,922万円
駐 車 場 事 業	5,490万円	5,573万円	1,562万円
介 護 保 険 (保険事業勘定)	64億4,336万円	58億4,120万円	53億2,607万円
土岐市・瑞浪市 介護認定審査会	4,099万円	4,102万円	3,209万円
土岐市・瑞浪市 障害者総合支援認定審査会	620万円	620万円	432万円
後期高齢者医療	9億1,705万円	8億4,143万円	7億9,254万円
合 計	130億6,352万円	118億4,155万円	111億2,986万円

【下水道事業】

業務の状況

事 業 名	使用件数
公共下水道	16,915件
農業集落排水	161件

経理の状況

区 分	金 額
収 入	17億2,296万円
支 出	16億6,066万円
差 引	6,230万円

■ 市債

会 計	市債現在高
総務債	27億8,784万円
民生債	4億5,383万円
衛生債	5億2,948万円
農林水産業債	80万円
商工債	4億6,256万円
一般会計	
土木債	37億0,486万円
公営住宅債	3,304万円
消防債	5億5,170万円
教育債	25億0,031万円
災害復旧債	1億8,985万円
その他	57億8,360万円
小 計	169億9,787万円
企業会計	
下水道事業債	56億8,571万円
農業集落排水事業債	2億1,136万円
病院事業債	12億3,615万円
水道事業債	14億1,283万円
小 計	85億4,605万円
合 計	255億4,391万円

※表示単位未満を四捨五入しているため、積み上げと合計が一致しない場合があります。

令和4年度 土岐市の財政事情を公表します

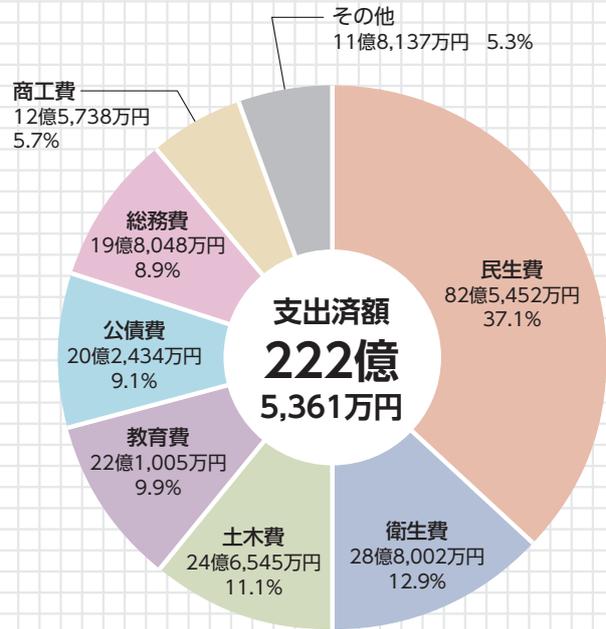
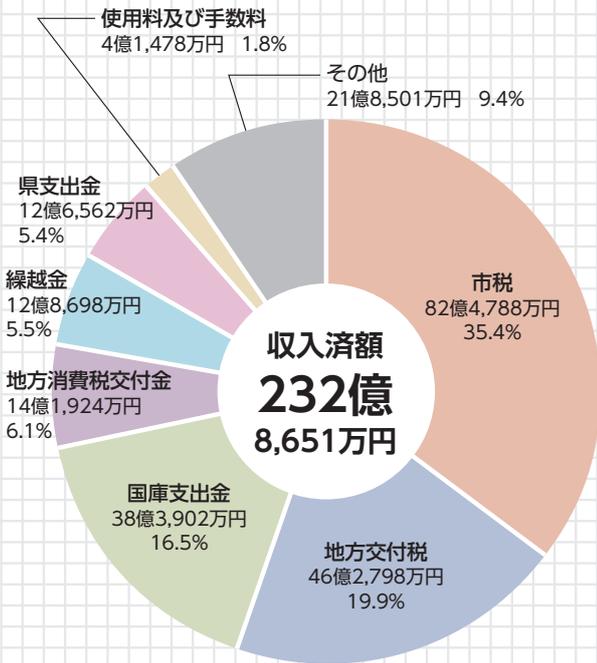
市民の皆さんに市政への関心と理解を深めていただくために、市の財政事情をお知らせしています。これは、皆さんの家庭の家計簿に当たるもので、今回は令和4年度（令和5年3月末日現在）の予算執行状況などを一般会計・企業会計・特別会計に分けて公表します。

図 行政経営課財政係（内線531）

一般会計

令和4年度一般会計の予算現額は、当初予算額237億8,500万円に前年度からの繰越事業額、補正予算額を合わせ、292億0,549万円となりました。

歳入 $\frac{232\text{億}8,651\text{万円}}{292\text{億}0,549\text{万円}}$ (79.7%) **収入・支出済額** $\frac{\text{収入・支出済額}}{\text{予算現額}}$ (収入・執行率) **歳出** $\frac{222\text{億}5,361\text{万円}}{292\text{億}0,549\text{万円}}$ (76.2%)



その他の内訳：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、市債

その他の内訳：議会費、労働費、農林水産業費、消防費、災害復旧費、諸支出費、予備費

用語解説

市税 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など
地方交付税 地方自治体間の財源の不均衡を調整するために国から交付されるお金
国庫・県支出金 特定の目的のために国や県から交付されるお金
地方消費税交付金 地方消費税の一部を財源として、県が人口と従業者で案分し、市に対して交付するお金
繰越金 会計年度が終了し次の年度へ持ち越したお金
使用料及び手数料 公共施設などの利用料金や、特定の者に提供されるサービスの対価として徴収するお金

民生費 高齢者や障がい者、児童福祉サービスなどに使われるお金
衛生費 各種健診や予防接種、ごみ処理などに使われるお金
土木費 道路や公園の整備、維持に使われるお金
教育費 幼稚園、小・中学校の教育や生涯学習などに使われるお金
公債費 市債の返済に使われるお金
総務費 戸籍管理や税の徴収、庁舎の管理などに使われるお金
商工費 商工業や観光の振興などに使われるお金

国民年金保険料の免除申請を受け付けます

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除（猶予）される制度があります。免除（猶予）には申請が必要で、所得審査があります。

免除・猶予制度

▷保険料免除

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合
保険料の全額または一部（1/4、1/2、3/4）を
免除

▷納付猶予

50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額
以下の場合 保険料の納付を猶予

※学生の方は、学生納付特例をご利用ください。

申請に必要な物

▷基礎年金番号通知書または年金手帳などの基礎年金
番号を明らかにするもの

▷退職を理由に申請する方は、雇用保険の「離職票」
「受給資格者証」など

日本年金機構ホームページ



申請の手続き

7月3日(月)から、市民課または多治見年金事務所
で、令和5年度分（令和5年7月～令和6年6月）の
申請を受け付けます。

※2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

—マイナポータルを利用した電子申請—

7月1日(土)からマイナンバーなどの情報を活用し
て、スマートフォンやパソコンで申請書などを作成す
ることができます。

※マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が
必要です。詳しくは、日本年金機構のホームページを
確認してください。

保険料の追納

保険料免除・納付猶予・学生納付特例の期間は、
10年以内であればさかのぼって保険料を納めること
ができます。

☎ 市民課保険年金係（内線123）または多治見年金事務所（☎22-0255）

7月は青少年の非行・被害防止 全国強調月間

青少年の健全な育成は、大人一人一人の責務です。地
域・家庭が一体となって、青少年の健やかな成長のための
社会環境づくりや非行・被害防止に努めましょう。子ども
の言動に「おかしい」と感じたときは、早めに相談してく
ださい。

———[相談窓口]———

青少年SOSセンター（☎0120-247-505）

子ども・家庭電話相談室（☎0120-76-1152）

ヤングテレホンコーナー（☎0120-783-800）

東濃地区少年サポートセンター（☎0120-783-802）

東濃子ども相談センター（☎23-1226）

こころのダイヤル119番（☎058-233-0119）

子どもの人権センター（☎058-265-2850）

あんしんコール（☎0120-873-246）

児童相談所虐待対応ダイヤル（☎189）

☎ 青少年育成市民会議事務局
（生涯学習課内・内線361）

熱中症を防ごう

熱中症に注意が必要な季節となりました。高齢
者や子ども、障がい者の方は熱中症になりやすい
ので、十分注意しましょう。

熱中症予防の基本

暑さを避ける

- ・エアコンを利用するなど、部屋の温度を調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない

水分を補給する

- ・のどが渇く前に水分補給（1日2L目安）
- ・たくさん汗をかいたときは、塩分も補給

健康を管理する

- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いときは、無理をしない

体づくりをする

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強
度で毎日30分程度

☎ 保健センター（☎55-2010）

産後のママをサポートします ー土岐市産後ケア事業ー

対象者

- ・産後の心身の不調または育児不安などがある方
- ・産後に家族などから十分な支援が受けられない方
- ・産後に特に支援が必要と認められる方

※保健師との事前面談が必要です。利用日などは施設などと協議の上決定しますので、利用を希望する方は、早めに保健センターへ連絡してください。

内容

- ①授乳や沐浴のアドバイス、育児相談
- ②産後のお母さんの心身のケア、生活面の指導
- ③おっぱいケア

※最長7日まで利用できます。

	訪問型	宿泊型 (ショートステイ)	通所型 (デイサービス)
利用場所	自宅など	市立恵那病院、ローズベルクリニック	
費用 (注) (1回または1日)	500円 (1～2時間程度/回)	市立恵那病院：3,000円/1日 ローズベルクリニック：2,200円/1日	1,500円/1日
対象者	出産後1年未満の母と子	出産後4カ月未満の母と子	

(注) 市民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方は無料で利用できます。

あなたの町の母子保健推進員 (敬称略)

行政とのパイプ役として、子育てをサポートします。

- 土岐津 加納幸美 黒田裕子 齋木淑子
佐々木武子 宮川孝子
- 下石 伊藤純子 鷓飼美保子 加藤辰子
中尾佐登美 水野千香子 水野美津代
柚木則子
- 妻木 市橋美幸 大野はるみ 小木曾佳子
加藤真津子 佐橋多恵子 鈴木恵子
戸田貴子 間宮妙子

- 鶴里 佐分利幸子 原田はるみ
- 曾木 中島由美 榎岡みゆき
- 駄知 高井和子 中嶋初美
- 肥田 楓弥生 水野恵子
- 泉 井口まき子 梶間淳子 加藤京子
精松美樹 田中栄美 春田文子
樋口由 水野純子

☎ 保健センター (☎55-2010)

給食センター探検隊 隊員募集

夏休みを利用して、いつもは入ることができない給食センター内の見学会「給食センター探検隊」を開催します。与えられた「ミッション」をクリアしながら、給食センターを探検してみませんか？

期 日 7月24日(月)、25日(火)
時 間 午前10時～、10時30分～、11時～
午後1時～、1時30分～、2時～

対象者 市内の小学生および中学生とその保護者
※小学3年生以下は保護者または引率者が必要です。
※未就学児の同伴は、安全確保のためできません。

内 容 「手洗い体験」、「千人釜まぜ」などを8人程度のグループで1時間程度体験
*給食で人気の「????ッフィ」をプレゼントします。
持ち物 清潔な服装、エプロン、マスク、三角巾、お茶

申込期間 6月15日(木)～30日(金)
に2次元コードから申し込みください。



申し込み順に参加日時を決定します。希望日時以外に空きがある場合は、電話またはメールで参加可能かどうか連絡します。決定日時は、学校を通じて文書で通知します。
※7月10日(月)を過ぎても文書が届かない場合は、給食センターへ連絡してください。

☎ 給食センター (☎54-6195・✉kyusyoku@city.toki.lg.jp)

住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器を設置することで、万が一火災が起きても、早期発見と避難が可能になります。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるためとても危険です。10年を目安に交換しましょう。

いざという時に、警報器が正しく作動するために

■定期的な作動確認をしましょう

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的に作動確認をしましょう。

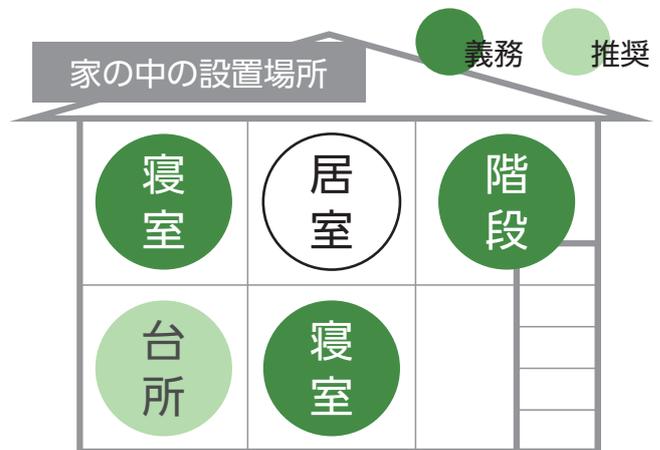
作動確認しても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。警報器の本体または電池を交換しましょう。

■古くなったら交換しましょう

火災警報以外の警報音が鳴った場合は、本体の故障か電池切れです。警報器本体を交換しましょう。

※点検方法や故障、電池切れが分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーに問い合わせてください。

☎ 消防本部 (☎53-0123)



運転免許証 自主返納出張窓口を開設します

運転免許証の自主返納を考えている方、病気などで運転を続けることに不安を感じている方、そのご家族の方は、ぜひこの機会を利用してください。(事前申し込みが必要です)

日時 7月12日(水) 午前10時～正午

場所 市役所1階・多目的スペース

対象 市内に居住する有効な運転免許証をお持ちの方で、

次の①～③のいずれにも該当しない方

①免許の取り消し基準に該当している方

②免許の停止などに該当している方

③再試験の基準に該当している方

持ち物 運転免許証

※返納を希望する本人による手続きが必要です。

申込期限 7月7日(金)

運転経歴証明書の交付手続き

運転経歴証明書は運転免許証に代わる公的な本人確認書類として、利用することができます。交付を希望する方は、運転免許証のほか次の①～④が必要です。

①県収入証紙1,100円分 ②郵送代+簡易書留代(404円分の切手) ③長型3号の封筒 ④申請用写真(縦3cm×横2.4cm、撮影後6カ月以内で無帽、正面、無背景の顔写真)

※収入証紙と切手は市役所会計課で購入できます。

※運転経歴証明書は、交付されるまで約3週間かかります。

※運転免許証を返納すると、帰りは運転できません。

6月は シートベルト・チャイルドシート 着用強調月間

シートベルトの非着用は、事故の際に致死率を高める最も危険な要因です。安全のため、シートベルト、チャイルドシートの着用を徹底しましょう。

7月11日(火)～20日(木)は

夏の交通安全県民運動

思いやり ゆずる心で 事故防止

☎・☎ 生活環境課 (内線171)